曰さく、臣毎に網を張りて鳥を捕るに、未だ曾て是の鳥の類を得ず。故れ、奇しみて献ると。天皇、酒君――この人は百濟の王族であつて、前年に我が國に來てゐた人である――を召して、鳥を示せて曰はく、是れ何の鳥ぞ。酒君對へて言さく、此の鳥の類多に百濟に在り、馴らし得ては能く人に從ふ、亦捷く飛びて諸の鳥を掠む。百濟の俗、此の鳥を號けて倶知と曰ふ。(是れ今時の鷹なり)乃ち酒君に授けて、養ひ馴けしむ。幾時ならずして、馴くることを得たり。酒君則ち韋の緡を以て其の足に著け、小鈴を以て其の尾に著けて、腕の上に居ゑて、天皇に献る。是の日、百舌鳥野に幸して遊獵したまふ。時に、雌雉多に起つ。乃ち鷹を放ちて捕へしむ。忽ち數十の雉を獲つ。是の月に、甫めて鷹甘部を定む。故れ、時人、其の鷹を養へる處を號けて鷹甘邑と曰ふ。

この記載に依つても知られる如くに、本來鷹は我が國にも固有したものではあるが、これを飼ひ馴らして、鷹狩に使用することは、この頃から始まつたものと見えます。後の令の制に、兵部省の下に、主鷹司といふ官司が置かれましたが、その所掌は「鷹・

犬を調へ習はす事を掌る」とあり、其の下に「鷹戸」といふ民戸を隷屬せしめられたのを以て見ると、この司では、鷹や犬すなはち獵犬を調へ習はすことを掌つたものであつて、鷹狩を行ふことによつて鍊成を行ふのが目的であつたかと考へられます。

さて、此のやうに鷹を使ふやうに成りましたので、鷹養部といふものが置かれることと成つた事は、既に仁德紀を抄錄したところに見えてゐる通りでありますが、また、狩獵には獵犬が必要なので、犬養部をも置くことと成りました。安閑天皇の時に、詔を下して、國々に犬養部を置かしめられたことが日本書紀に記してあります。

かくの如くにして、從來野犬たりしものが、次第に家畜の犬となるやうに至り、それ等の中には、其の飼主に對して忠順であつたものも有つて、有名なる物部大連守屋の資人の捕鳥部萬の養ひたる白犬や、また、櫻井田部連膽渟の養ひたる犬の如きは、共に忠犬としての名を、日本書紀に記し傳へられてゐる程であります。この捕鳥部萬の養うた忠犬については、私が先年編輯校訂した武士道全書の第八卷に載せた『武士

道叢談』の中に、日本書紀の文を抄錄して置きました。

なほ、我が上代に、猪養——猪甘とも書きました——といふ者が有つたことが、日本書紀に見えてゐます。これは猪を飼つた者であるが、卑しい者であつたやうに考へられます。猪甘部首といふ氏姓が有るところから考へると、部民を成して居たものも有ると思はれます。この飼養せられた猪は、猪子でありませう。即ち、山猪——野猪——に對する家猪であつて、豚のやうなものであつたのではないかと考へられます。要するに、我が上代には、山野に狩獵して獲た猪も、飼養した豚も、共にその肉を食用したのであります。

此等の鹿・猪等の肉は、これを煮たり炙つたりして食したことは勿論、また鹽漬にもしました。鹿の肉を鹽漬にしたことは、日本書紀の仁德紀に載せてある菟餓野の鹿の說話でも知られます。猪の肉を炙つて取つた脂は、調の副物として賦役令にも指定してあります。此等の肉は、亦た脯として食用しました。「ほじし」とは乾肉の義であつて、これは肉を截り、其れを串に刺して乾かしたものであることが、正倉院文書の

記事に依つて知られます。

さて、最後に、以上述べたるが如き、河海に魚類をすなどりし、山野に鳥獸を狩り捕るところの、漁撈・狩獵の方法に關して、一言することと致します。

我が上代に於ては、魚類を、河や、湖沼や、海にて取る方法としては、鉤を用ひるもの、銛・「やす」を用ひるもの、網を用ひるもの、筌または「うけ」を用ひるもの、梁を用ひるもの、鵜を使ふもの、等が有ります。また、山野に鳥獸を取る方法としては、弓箭を用ひるもの、棒・桙・槍の類を用ひるもの、わな・穽(おとしあな)・檻の類を用ひるもの、また鷹を使ふもの、等が有ります。此の兩方の方法を相對して較べて見ると、其のやり口は殆んど同じであります。而して、此れを後世および現時の方法と比較して見るならば、近世に至つて火藥の力を利用して銃・砲を用ひるやうに成りましたが、この銃砲の使用以外に於ては、其の用具の製作法の上にこそ、精粗大小の多少の相異は有るけれども、其の方法に於ては、今も尙ほ、上古から行はれた漁撈狩獵の方法が襲用されてゐる事に、吾人は氣附くのであります。此の點を以てこれを觀れば、凡そ

人間の智能といふものは、各自の生存生活の實際的必要に促されて、幾千年の昔に於て、既に夙く或程度の高度に到達してゐたものであるといふことを、事實を以て吾人に教示するものと謂はなければならぬのであります。

附篇　天業恢弘と職域奉公

第一章　傳統的國民精神の偉力

畏くも
明治天皇の御製に、

しきしまの　やまと心の　をゝしさは
事有るときぞ　あらはれにける

と仰せられてあります。支那事變の起つてより、この方、殊に大東亞戰爭開始以來の偉大なる經驗によつて、吾人が明確に且つ最も切實に教へ示されたものは、實に神國日本國民の精神力の偉大さであります。戰場第一線に於て示された皇軍將兵の、壯烈鬼神を哭せしむる偉勳大功は言ふ迄もなく、銃後國民の總べての職域に於て發揮昂揚せられた熱血丹心の奉公盡瘁の偉蹟は、實に畏くも『事有るときぞあらはれにける』と

仰せられた大御言葉の如くに、『日本ごころのをゝしさ』の眞面目を、最もよく顯現發揮したものと、吾人の感銘感謝に堪へないところであります。

抑々如何なる仕事といへども、苟くもこれを爲す以上は、其の仕事は必ずこれを完遂しなければならぬものであります。況してや是れは「戰爭」であります。我が國運を賭しての「大戰爭」であります。凶敵米英は、傲慢にも揚言して、我が神國日本を世界の地圖より拂拭してしまはねばならぬと暴言して居ります。彼れ凶敵米英は、我が皇國日本を撃破壓倒して、再び亞細亞十億の民を、其の凶威暴力の下に壓伏し、不義非道の意のままに之を處分しようとするものであります。我れ彼れを撃滅せずんば、彼れ必ず我れを撃滅するの戰爭であります。喰ふか喰はれるかの戰爭であります。而も、戰爭は勿論必ず勝たなければなりませぬ。この戰爭に於ては、如何にしても我等は必ず凶敵を粉碎撃滅してしまはなければならぬのであります。必勝。撃滅。是非とも此の聖戰の大目的を完遂貫徹しなければならぬのであります。

而して、戰爭に勝つには、勿論物資が必要であります。物資の力が必要であります。

被服・糧食は言ふ迄もなく、銃砲・彈藥・各種の裝備・器什より、船舶・軍艦・航空機・潜航艇等等に至るまで、有らゆる軍需物資の必要なことは、素より言ふ迄もないことであります。而して、それが、多種且つ多量なることの必要なるは勿論、其の實質に於ても、其の性能に於ても、亦た共に極めて優秀でなければならぬことも勿論であります。殊に、兵器・機械類の實質性能が他より優秀なることの最も緊要であることは、素より贅言を待ちませぬ。是れ、軍需生産が懸命の努力を以て增進せられる所以であり、これと同時に、國民の生活資源の增産も亦た、懸命に努力增進せられてある所以であります。

此の如く、戰爭に勝つには、物資が必要であり、物資の力が極めて必要であります。併しながら、如何に優秀卓越した兵器・艦船・器什等を多種且つ多量に製作・生産しようと努めたとて、此等を製作・生産するものは、人の力であつて、人の精神力に依らなければなりませぬ。彼の正宗の名刀も、ただ鎚で打つただけでは鍛へ上げられるものでは決してなくして、全力を盡し一心一命を籠めた『精神力の鎚』で打てばこそ、

鍛へ上げられるのであります。優秀卓越した兵器・艦船・器什等も、義勇奉公の國民精神力を集注してこそ、始めて多種且つ多量にこれを製作・建造することが出來るのであります。

また、如何に優秀卓越した兵器・艦船・器什等が、多種且つ多量に製作・建造・保有せられたればとて、此等の物資・器械そのものが、獨自にて其の性能效力を發揮活用するものでは決して有り得ないのであります。此等の物資・器械を充分に活用し、其の性能效力を十二分にも十五分にも發揮實現せしめるものは、實に之を使用する人であります。即ち吾人の力であります。これを驅使活用するところの吾人の精神力であります。人の力に依つてこそ此等の兵器・艦船・器什等は、其の活力性能を發揮し得るのであつて、人の力の如何に依つて、生きもし、死にもし、また十二分、十五分の性能效力をも發揮し得るのであります。故に、絶對に必要なものは、吾人の力であり、吾人の精神力であり、我等神國日本國民の精神力であります。

而して、此の事は、戰場第一線に於ける事のみに就いてでは決してありませぬ。銃

後の各職場・各立場に於ても、勿論同様であり同一であります。また、現下の如き有史以來未曾有の最大非常時の時局に於てのみならず、平常普通時の場合に於ける事に於ても、この道理は、勿論同一であり同樣であります。併しながら、現下の如き最大非常時局に於ては、この國民精神力の緊切重要さが、特に其の度を加へることは、素より言ふ迄もない事であります。

我等は今、戰ひ貫かなければなりませぬ。我等は必ず戰ひ勝たなければなりませぬ。凶敵を必ず擊滅して、聖戰の大目的を貫徹完遂しなければなりませぬ。それには、我等神國日本國民の總べてが共通して有つてゐるところの國民精神力の統合集結せられたもの、一國一體たる國民精神の偉力の總發揮、一億一心たるの國民精神の總力の發揮に依らねばならぬのであります。これに依つてこそ、勝敗は決するのであり、これに依つてこそ、完勝の榮冠は獲得せられるのであります。

世界を震撼し、壯烈鬼神を哭せしむる我が皇軍將兵の赫々たる戰果、烈々たる忠誠、絕大なる偉勳は、上　大御稜威の御光の下に、忠君愛國、一死奉公の誠をささげ盡す

國民精神の偉大なる力に因るものであります。また、銃後一億の國民が、一心一體、各自の全力全能を盡して、奉公翼贊の誠をささげ盡すところの、國民精神の偉大なる力に因るものと謂はなければならぬのであります。併しながら、此の精神は、決して、今日、此の時局に際つて、はじめて我等に涌出顯現したものではないのであります。實に、我等國民が、遠き先祖以來、その心血の中に、脈々として相承け相傳へて、傳襲し來つたところの、傳統的國民精神でありまして、また、我等の子々孫々にも、永くこれを傳襲せしめなければならぬ精神であります。

第二章　大東亞戰爭と天業の恢弘

さて、現下の時局は、言ふ迄もなく我が國有史以來未曾有の大非常時局であつて、これを世界人類の總歷史の上から見ても、亦た前古に其の類例を見ない大非常時局であります。併しながら、これは我が國にとつては、決して「國難」と謂ふ可きものではないと私は信じます。支那事變の勃發以後、戰局の進展するに連れて、米英二國は、有らゆる奸謀術策を用ひて、支那の犧牲に於て我が國力を消盡せしめようと策動し、終には謂はゆるＡＢＣＤの包圍陣を構成して、有らゆる生存條件より我が日本を妨碍・遮斷して、以て自己衰滅に顚落せしめようと、企劃實行したのであります。ここに於て、我が國の存立は正に危殆に瀕し、「國難」正にここに到つたかと、我等一億民生は齊しく痛憤切齒したのであります。

然るに、昭和十六年十二月八日、米英兩國に對する宣戰の　大詔、一たび渙發せられるや、我が神兵の赴くところ、忽ち眞珠灣頭・マライ洋上の大戰果となり、次いでマライ半島・昭南地方の攻略、ジャワ・スマトラの戡定となり、ヒリッピン亦た平定して、正義の皇軍の到るところ、完捷必ず我れに在るの有樣となつたのであります。即ち、この大戰は、宣戰の　詔書の中にも宣はせられてあるが如くに、彼れ米英が、「東亞ノ禍亂ヲ助長シ」て、彼等自からが「東洋制覇ノ野望ヲ逞ウセムトス」るに對して、我が「自存自衞ノ爲」「一切ノ障礙ヲ破碎スル」の已むを得ざるの必要に因るものであつて、要するに、人間生活の眞理に悖るところの彼れ米英の從來の非理非道を排擊し、數百年來彼等が亞細亞諸民族に加へたる壓迫と搾取とを芟除擊破して、先づ以て東亞共榮圈を完成して東亞の安定を確保し、また彼等の非義無道を擊摧して、正義人道に本づきたる世界の新秩序を確立し、世界人類の平和に寄與せむとするに在ることは、炳乎として　詔書の中に示し給うた通りであります。

故に、この大戰は、我が日本の「自存自衞」の爲めは勿論、世界人類の爲め、殊に

は全亞細亞の諸國民諸民族の爲めに、畏くも我が天皇の大御稜威を發揮渙發あらせられた「聖戰」であつて、我が建國肇造以來「安國」と平らけく知ろしめす我が天皇の、天の下知ろしめす天業の大恢弘を、今ここに、實現實行したまふに外ならざるものと謂ふ可きであつて、畏くも　詔書に、

皇祖皇宗ノ神靈上ニ在リ、
朕ハ、汝有眾ノ忠誠勇武ニ信倚シ、祖宗ノ遺業ヲ恢弘シ、速ニ禍根ヲ芟除シテ、
東亞永遠ノ平和ヲ確立シ、以テ帝國ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス、

と仰せられてあるのであります。

而して、我等國民は、この天業の大恢弘が行はれるに當つて、我等の總べてを擧げ總べてを盡して、これに奉仕し、これを翼贊し奉るのであります。一億國民、一團一體となり、其の物の總べてを擧げ、其の力の總べてを盡して、以て聖戰の大目的を貫徹・完遂する爲めに努力邁進するのであります。

「天業恢弘」といふ言葉は、

神武天皇の皇都東遷・鴻業創始の際に渙發あらせられた　詔勅の中に、始めて見えてゐる言葉であります。

神武天皇が、それまで長い間歷代皇都の在つた筑紫の南部の日向の地を發して、遙かに東の方青山四方をめぐる美地たる、中央の大和に移りたまひて、　始馭天下之天皇として、當時の新日本を經營あそばされようとの御計畫を確立したまひて、皇族諸臣に其の事を御示しあそばされたときの　詔勅の中に、この「天業恢弘」の言葉が用ひられてあるのであります。この　詔勅は、日本書紀の　神武天皇紀に載せてあります。

昔、我が天神高皇產靈尊・大日孁尊、此の豐葦原瑞穗國を擧げて、我が天祖彥火瓊瓊杵尊に授けたまへり。是に、彥火瓊瓊杵尊、天關を闢き、雲路を披け、駈仙蹕て、以て戾止りませり。是の時、運鴻荒に會ひ、時草昧に鍾れり。故れ蒙くして以て正を養ひ、此の西の偏を治せり。皇祖皇考、乃神乃聖にまして、慶を積み暉を重ね、多に年所を歷たまへり。而るに遼邈之地、猶

ほ未だ王澤に霑はず、遂に邑に君有り、村に長有りて、各自ら疆を分ちて、用て相凌ぎ相轢はしむ。抑又、鹽土老翁に聞きしに、東に美地有り、青き山四に周れり。其の中に亦た天磐船に乘りて飛び降れる者有りと曰へり。余謂ふに、彼の地は、必ず以て天業を恢め弘べて、天下に光宅る足りぬべし、蓋し六合の中心か。厥の飛び降れる者は、謂ふに是れ饒速日ならむ。何で就きて都らざらむや。

この日本書紀の原文は、漢文であつて、この「恢二弘天業一」の四字を、昔から「天業を恢め弘ぶ」と訓んで居りますが、其の意味は、「天津日嗣の大御業を恢め弘ぶ」といふことであります。即ち、天皇の國家統治の大業を、今までよりも更に一層恢め弘べて、以て大いに天下の經綸を行はせられるといふ義に外ならぬのであります。

神武天皇の大和への御遷都、及び其の中州の御經營は、實に劃期的の鴻業であつて、當時に於ける新日本の創始であつたことは、言ふ迄もありませぬ。併しながら、我が

日本の國家の建國肇造は、神武天皇の御宇から遙かに古へに溯つて、天祖　天照大御神の御宇に在つたことは、我が古典の齊しく明らかに傳へ記して居るところであつて、ここに吾人の絮說を要しないところであります。

而して、天祖　天照大御神によつて肇め建てられた國家の御統治は、その後、時勢の進運とともに、漸次發展したことは勿論であります。かくして、天孫　瓊瓊杵尊の御時に至つて、皇都を日向に遷して此處に御降りに相成つたのであります。是れ即ち古典に記すところの　天孫の「天降」また「天降」であります。爾來御三代の間、日向地方に都を奠めて、統治の大御業すなはち「天津日嗣の大御業」を行はせられたのでありますが、更に　神武天皇の時に至りて、時勢の進運と、遠近の情勢とを御考慮に相成りまして、遠く東方大和の地に皇都を移し奠めて、大和朝廷第一代の

天皇として、皇祚を繼承し給ひ、ここに劃期的の大經營を行はせられたのであります。故に、

神武天皇の大和への東幸東遷は、第二の「天降」と謂ふも不可なき大事實であつて、其の鴻業は、前述の如く當時の新日本の創始であります。故に、

神武天皇をたたへ奉りて「始馭天下之天皇」と申し上げたのも、其の大業が實に「天業の大恢弘」であつたからであります。

それより後、萬世一系の御歴代をかさね給ふこと一百二十二代、年を累ねること二千五百數十年にして、

明治天皇の御宇に至つたのであるが、

明治天皇は、それまで、

桓武天皇の平安奠都以來一千七十五年間、宸極動かせたまふことの無かつた京都から、東の方遠く江戸に御降りに成りまして、江戸を改めて東京となし、ここを我が帝國の中心として、天下統治の大經綸を行はせたまふこととなつたのでありますが、

明治天皇御一代の鴻業は、亦た正に劃期的の大業であつて、ここに「新しき大日本帝國」・「世界に於ける大日本帝國」を御經綸あそばされたと申しても決して差支へはなく、

天皇の鴻業も亦た實に「天業の大恢弘」であり、また

天皇の京都より江戸への御遷都は、

神武天皇の「第二の天降」に對して、これは「第三の天降」であると稱するも不可なく、また、我等の祖先が

神武天皇をたたへ奉りて「始馭天下之天皇」と申し上げた如くに、

明治天皇をたたへ奉りて「初國知らす天皇」と申し上げても、決して不可無きものと信ずるのであります。

而して、

明治天皇の御宇以來、皇運は益々隆昌に、皇威は愈々發展し、我が

天皇の大御稜威は、海外萬里に光被して、天業の恢弘は次ぎ次ぎに相繼いで行はれた

のでありますが、今や、内は「東亞ノ安定ヲ確保シ」外は「萬邦共榮ノ樂ヲ偕ニスル」を念とし給ふ我が
天皇の大御業を、遮り妨げむとする、頑敵凶賊を破碎撃滅して、以て宏遠至大なる皇猷の下に「天業の大恢弘」を行はせたまふのが、即ち現下の大東亞戰の聖戰であるのであります。御民われ等、一億國民は、この前古未曾有の「天業の大恢弘」の行はれる機に際會して、この史上前例無き鴻業を翼賛し奉りて、其の目的を達成し貫徹するものであります。一身何物ぞ、一家何物ぞ。總べてを擧げ、總べてをささげ盡して、一億一心、一意邁進、唯是れ凶敵撃滅、使命達成に努む可きは勿論の事であります。

第三章　國史の展開と永遠に繁榮する神國日本

飜つて、我が神國日本の歷史を顧みるに、これを一言に要約して言ふならば、『萬世一系の
天皇を奉戴し、　皇室を大中心と仰いで、絶對に歸一隨順し奉る國民が、建國肇造以來、健全なる進歩發展を爲し來つた繁榮の歷史すなはち是れである』と言ふ可きであります。この健全なる進歩、發展、繁榮を累ねて來たといふことは、言ひ換へれば、我等國民が、遠い遠い先祖以來、皇運を扶翼し奉り、祖孫相繼いで奉仕翼賛の臣民道を盡して來た事實の成迹であります。これは、決して哲人の頭腦裡だけの思想觀念だけではなく、また學者の口舌文辭のみの理論辯説のみでもなくして、眞に實現實行したところの事實であります。我が古典の言葉に、「葦原の、水穗の國は、神ながら、言

擧げせぬ國」とありますが、思索や言擧げをするのみではなくして、各自の日常の生活・行爲・業務の上に、これを實現實行して來たこと、――多く言はざるも必ず實踐躬行して來た事實――に依るものであります。これを思ひこれを觀るとき、國民我等各自は、深く自からを反省し、熟慮能く實踐躬行するの必要が有ると考へます。

抑々自己の國家の永遠の存續・發展・繁榮といふことは、獨り我等日本國民のみに限らず、いづれの國民、いづれの民族といへども、齊しく皆これを冀求するところであります。然るに、世界人類の歴史有つてより以來の歴史を通觀するに、他の總べての國家・民族の歴史は、悉く皆榮枯盛衰興亡の歴史であります。而も、唯獨り、我が神國日本に於てのみ、かくの如き、永遠の存續・發展・繁榮の事實を見るといふのは、抑々何の故に因るものでありませうか。

我が神國日本が、かくの如くに建國肇造以來健全なる進歩・發達・繁榮を累ねて今日に及んだことは、要するに、大中心に對して總べてのものが絶對に歸一することに因るものであります。すなはち、萬世一系の

天皇に對し奉りて國民總べてが絶對に歸一隨順し奉るといふ事實に因るものであります。思惟だけではなく、理論だけではなく、眞に實行となり、歴史の成迹となつて現はれるからであります。而して、これこそ、人間生存の眞理にかなつた典型のものであり、比類無き高貴の價値有るものと謂はなければなりませぬ。

大中心を中心として總べてのものが一つになることを説明するには、種々の言葉が有らうと思ひますが、私は、言葉を簡約にする爲めに、常に「和」の實現といふ言葉を以て言ひ現はすこととして居ります。「和」といふことは、總べてのものが一つに成ることであります。多數のものが一つに成るには、その中心たるものが必要であります。また必ず有る譯であります。又その頭首たるもの、即ち元首たるものが無ければなりませぬ。その大中心・大元首に、總べてのものが一つに成るのが即ち眞の「和」であります。眞の「和」が實現してこそ、總べてのものが眞に存在し、存立し、發展し、また繁榮をつづけて行くことが出來るのであります。即ち、總べてのものが眞に生き得るのであります。我が神國日本は、この「和」を實現し實行して居る唯一の國でありまし

て、隨つて永遠に榮えて行く唯一の實例であり代表であると謂うて差支へないと信ずるのであります。

凡そ人間の生活に於て、其の團體を作るべき總べてのものが、大中心を中心として一つに成るといふこと、卽ち「和」を保つといふことは、人間生活の眞理であります。人の人たる道は、實にこの點に在ると信ずるのであります。言ふ迄もなく、人間は多數者が相聚まつて協同生活を營むものであります。古來多くの學者・哲人が既に說いてゐる如くに、また私が既に本書の前篇に於ても述べた如くに、人の人たる所以のものは、總べてが協調・諧和・一致して一つに纏まつた團體生活を成すに在ります。人の萬物の靈長たる所以は、實に多數者が一つになつて協調諧和有る生活を爲すにあります。すなはち、「和」こそは人間生存の原理であり、隨つて國家生活の原理であります。故に、「和」は、我等人間の爲すところの有らゆる協同生活の種々體に共通する原理でもある譯であります。

これを小にしては、我れ我れの一家庭に於ても然りであります。家長を中心として

家庭の總べてのものが和する。和するとは一つに成ることであります。一つに成るには、自己のみを主とし、自己のみの存在を强調し、自己のみの利益を圖ることは許されませぬ。互に相扶けることが必然必要であります。共に生きるといふことが必然必要であります。共々に榮えて行くといふことを考へなければ「和」を成すことは出來ませぬ。和することに依つて、始めて各人各個が、平和にあり、幸福にあり、而して繁榮することが出來るのであります。

而して、この道理は一氏一族の場合に於ても同樣であります。また、近隣鄕黨、われ等の町・村・市・都の如き地域的團體の團體生活に於ても同樣であります。また、會社・學校・軍隊・官廳等々の如ぎ目的團體の團體生活に於ても同樣であります。而してそれが、國家なる最大團體生活に在りては、我が神國日本の歷史が示すが如く、萬世一系の
天皇を戴き奉りて、これを大中心に仰いで、總べてが歸一合體して、眞實鞏固なる一箇一體の國家團體を結成して、完全に成立し、存續し、發展して、年代の進みと共に

彌々益々榮えて行くといふことになるのであります。

かく述べ來れば、人或は、斯くの如きことは素より事理自明のことであつて、何等他異なきものであると謂ふかも知れぬけれども、謂はゆる「眞理は平凡の裡に在り」でありまして、この平凡にして而も根本的なる眞理に、我等は常に留意想到して、我等の國民生活を規律して行かなければならぬと信ずるのであります。

第四章　萬邦無比の國體の存する所以

一君を大中心として萬民悉く和してこれに歸一隨順し奉るといふには、上下の「縱の和」と、左右の「横の和」とが必要であります。「横の和」とは、國民の總べてが相和して一つの心となること、即ち一億一心がそれであります。この横の和と、一君に萬民悉く和し奉るといふ「縱の和」が一つになつて、天皇に絶對に歸一隨順し奉る眞の和が實現するのであります。この眞の和が、我が神國日本に於てのみ實現せられて居るのであつて、我が國體が萬邦に無比卓絶して居る所以も、實にここに在るのであります。併しながら、これは、人間生存の眞理に本づいた必然當然の事實であつて、決して不思議な事象でないことは、素より言ふ迄もありませぬ。然るに、他の諸國民に於て、他の諸民族に於て、他の諸國家に於ては、こ

の當然の事實を實現實有することが出來なかつたのであります。彼等は、たとひ一度はこれを實現し得ても、これを失つてしまつたのであります。また、これを實現せむと欲して苦心努力しながら、遂にこれを實現し得ずして了つてしまつたものも多數に有つた譯であります。かくの如くにして、我が神國日本のみが唯一のものとなつて、ここに無比のものと謂はれ、特殊のものと謂はれることとなつたのであります。我等は、この點をよくよく考へ、味はひ、思ひ見る可きであります。

　然らば、他の悉くが有し得ず、また失ひたるにも拘らず、我等神國日本人のみが、如何にしてこれを有つて居るか、又た有つことが出來たかと申しますと、この問題は、なかなか大きな問題であつて、簡單にこれを說き去ることが出來ないのでありますが、今、ここに、管見を以て、簡約にこれに就いて述べて見るならば、これには、兩方面の理由原因たるものが有ると考へるのであります。

　その一つは、外部的・自然的・物質的の理由原因であり、他の一つは、内部的・人文的・精神的の理由原因でありまして、前者は從たるものと謂ふべく、後者は主たる

ものと謂ふべきであると、私は考へるのであります。

　先づ、外部的・自然的・物質的のものに就いて簡單に述べるならば、我が日本の本土すなはち大八洲國（おほやしまぐに）は、大陸および半島から稍々離れた海の中に、四面環海の島國として存在する關係上、近隣の他國他民族の壓迫もしくは侵入から免れ、また隣邦に起る大小幾多の變亂動搖の直接的影響を受けること無くして、素直に自國の育成發達を遂げることが出來得たこと。次に、我が國内の山川原野の狀態より、水利の分配、海岸線の屈曲等に至るまで、地理的實情が極めて秀麗良好なること。次に、氣候・温度も中和を得て、四季の變化けぢめがはつきりとして居り、春夏秋冬花斷えざる優雅さの豊かなること。次に、其の地味は比較的豊沃であつて、農耕生活を營むに好適してゐるのみならず、山に狩獵し、海に漁撈するの幸（さち）も、豊かに惠まれてゐること。隨つて、ここに定住してゐる我等國民すなはち日本（やまと）民族の人情・風俗・乃至國民性が、他に比類無き優秀なものが有つて、自から優雅温和であり、清楚淡泊であり、明朗勇健であり、尚武剛毅であること。更にまた、この國を組成する國民の血は一つづきであつ

て、遠い源を尋ぬれば、總べてが皆血筋のつゞいてゐる一大親族であつて、あたかも網の目の末廣がりに廣がつたやうに、一元同一の大先祖から分れ出て廣がつた大きな一家一族であること。而して、其の大本家・大中心として、畏くも　皇室を奉戴して此の國土に住んで來たといふこと。等を算へ上げることが出來るのであります。此等は、いづれも、我が國をしてかくの如き國體を保有せしめる上に、確かに重要なる理由原因となつたものではありますが、併しながら、これ等は、むしろ其の從たるものであつて、この他に、我等は、次に擧げる如き、內部的・人文的・精神的の理由原因を以て、其の主たるのものとして、最も留意精察しなければならぬのであります。

我が萬邦無比の國體の存する所以の主たる理由原因として、吾人の擧示せむとする內部的・人文的・精神的のものとしては、少くとも次の如き五箇條の事を擧示すべきであります。

その第一は、我等神國日本の國民は、
天皇を　現津御神（あきつみかみ）と仰ぎ奉りて、絶對に隨順し奉る思想信念を有つてゐること。

その第二は、　皇室の大祖先にましまして我が建國肇造の君主にまします
天照大御神の宏大無邊なる御威德に對する信仰を、國民の總べてが皆有つてゐること。

その第三は、　我が
天皇の國家國民を統治したまふところの大趣旨大精神、すなはち天の下を知ろしめす大御心は、實に人間生存の眞理にかなひたる、有りがたい尊いものであること。

その第四は、國民は、神聖なる
天皇を　現津御神と仰ぎ戴き奉りて、
天皇信奉の信念を以て悉く皆奉仕翼賛の誠を盡してゐること。

その第五は、我が神國日本に於ては、
天皇は我が國の神祇を崇敬し祭祀し給ひ、我等國民總べてもまた同じく我が國の神祇を崇敬し祭祀し奉り、而して、我が國の神祇は、　皇室をも奉護し、ま

た我等國民總べてをも護り幸はひ給ひて、神と、君と、民と、この三者の關係が、結局歸一合體して居り、且つまた、この思想信念は、古來一貫不變の國民的信念として儼存してゐること。

少くとも以上の五箇條を、私はここに擧げなければならぬと信じます。

以上の五箇條の中にて、第一・第二のことについては、今ここに絮說する必要も無い程に、我等日本國民にとつては、周知徹底してゐる事であります。先づ第一の、天皇を　現津御神と仰ぎ奉りて絕對に隨順し奉るといふことは、我等國民の總べてが有つてゐる、共通一貫の思想信念であります。併し、これを外國人に說明したのでは、どれ程說明しても充分には分からないのであります。私ども日本國民には、一言のもとに直ちに理解が出來るのであります。これは、喩へば物の味——米の飯の味——と同じやうなものであります。食べたことの無い者、身に體驗の無い者には、いかほど言葉や文章で說明しても分りやうが無いのであります。

畏くも我が

天皇は、この日本の國を肇め・建て・お造り下さいました天照大御神の神子神孫であらせられて、無上至尊の神聖な神さまにおはしますのであります。それ故に、上代に於ては、我等の遠き先祖等は、天皇を仰ぎたてまつりて「天神之御子」と申し上げたのであります。また「現人神」・「現人之神」とも仰ぎたてまつつたので、古事記・日本書紀等の古典には、此等の事がはつきりと傳へ記されてあるのであります。而して、稍々時代が後になると、これに天皇の御事を　「すめらみこと」——統ら尊といふ義——と申し上げて居り、また「すめらぎ」・「おほきみ」といふ言葉をも用ひました。更に時代が後になりますと、「天皇」の二字を當て用ひて「すめらみこと」と訓んだのであります。また「天皇」を字音にて訓みて「てんのう」と發音して申し上げることとなり、一面にはまた、支那の用語を其のまま採用して、「天子」と申上げ、或はまた「御門」・「禁裏」・「內裏」・「聖上」といふやうにも申し上げたのであります。江戸時代から明治時代までは、「天子」と申し上げることが多く行はれ、明治十五年に軍人に下し賜はつた　御勅諭の

中にも、「天子」といふ言葉が用ひさせられてあります。畏くも「天皇」といふ名詞を以て、
至尊を申し上げる言葉として明らかに御示しあそばされたのは、實に帝國憲法・皇室典範の御制定に依つて決つたと申しても宜しいでありませう。

　かくの如くに、我が上代に於ては、
天皇を「天神之御子」と申し上げました。而して、天神之御子の御祖は、實に
天照大御神にてあらせられ、
大御神は、我が日本の國家體制を、肇め建てたまうた御方にてあらせられます故、皇室に於かせられては、「天祖」すなはち大御先祖として崇敬祭祀あそばされ、我等國民總べても亦た、かしこみ崇め敬ひて、御祀り申し上げて居るのであります。この信念、この事實こそ、日本國民の總べてが、畏くも、眞に、
天皇に歸一し奉る重要な原因の一つとなつて居るといふことは、贅辯を要せずして既に明らかなことであります。

第五章　肇國の御精神

　次に、第三として擧ぐるところの、畏くも我が天皇の、國家國民を統べ知ろしめす御統治の御趣旨・御精神は、どういふものであるか。

　既に一言した如くに、我が
天皇の天の下知ろしめす御統治の御趣旨・御精神は、實に人間生存の眞理にかなうた、洵にたふとい、又ありがたいものであります。而して「肇國の御精神」と申すは、即ちこれであると私は信じます。何となれば、この御趣旨・御精神は、次に申し述べる如くに、建國肇造の初めより、定め給ひ、承け紹ぎ給ひ來て、萬世に亘りて一貫不變のものであるからであります。

我が
天皇が國家國民を統べ知ろしめされる大御心のたふとく又ありがたい數々の中に、二つの最も大事なものが有ることを我等は忘れてはならないと、私は信ずる者であります。その一つは、我が
天皇はこの國を「安國」と平らけく知ろしめし給はるといふことであります。即ち、
天皇はこの國家を「安國」として御治め下さるといふことであります。他の一つは、
この國を「修理り固め成す」ことを以て大目的となし給ふことであります。而して、
この事實は、我等の遠き祖先が、無上の感激と感銘とを以てこれを言ひ繼ぎ語り傳へて、後文献に記載して遺し留めてゐるものでありまして、決して長き歴史を累ねた政治的經驗の結果として、かくの如き御趣旨・御精神が樹立確定せられたといふものではなく、實に悠遠の古へ、建國肇造の初めから、天神・皇御祖によつて示し・授け・傳へさせ給うたものであることが、我が古典の中に明らかに記載されて居るのであります。
この點、我等の深く留意精察を要するところであります。

延喜式に載せてある大祓詞に、

高天原に神留り坐す皇親神漏岐・神漏美の命以ちて、八百萬の神等を神集へに集へ賜ひ、神議りに議り賜ひて、我が皇御孫之命は、豐葦原の水穗之國を、安國と平けく知食せと、事依さし奉りき。

と有り、また同書に載せてある大殿祭の祝詞の中にも、

高天原に神留り坐す皇親神魯企・神魯美の命以ちて、皇御孫之命を天津高御座に坐せて、天津璽の鏡劒を捧げ持ち賜ひて、言壽ぎ宣りたまはく、皇我が宇都御子皇御孫之命、此の天津高御座に坐して、天津日嗣を萬千秋の長秋に、大八洲豐葦原の瑞穗之國を、安國と平けく所知食せと、言寄さし奉り賜ひて、云々。

と見えて居り、尚ほこの外にも、同書中の他の二三の祝詞の中にも、同樣の記載が見えて居ります。

これ等の記載に據れば、高天原に留り鎭まりたまふ「皇親神漏岐・神漏美の命」すなはち皇祖先の神々の御命令――御意思・神慮――によつて、「皇御孫之命」すなはち

天祖　天照大御神の神子神孫にまします代々の天皇は、この「豐葦原の水穗之國」——即ち今日の言葉にて言へば、大日本帝國といふことに當るのでありますが、——この日本國全體を、「安國」として治め給ふべきであるとの御趣旨・御精神を、「事依さし」——御委托・御命令あそばされた、と有るのであります。而して、この大趣旨・大精神を、畏くも代々の天皇が繼承紹述あそばして、この日本の國家を「安國」として御治め下さるのであるといふことが、語り傳へ記し留められて遺つてゐるのであります。また、記紀二典の記載をはじめとして、我が國の歷史が、歷代聖治の御事蹟として我等にこれを明示してゐるのであります。

然らば、「安國」として御治めあそばすといふことは、如何なることであるか。「安國」とは、文字通りに「安らかな國」といふことであります。また、古典に、我が國は「浦安の國」であるといふことも有ります。「浦安の國」とは心安き國といふ意であります。「うら」とは心を云うた語であります。即ち「安國」または「浦安の國」とは、

何らそこに心配も無ければ煩悶も無い、安心しきることの出來る國といふことでありります。安心しきることの出來る國とは、即ち、平和な國・幸福な國であつて、また生活の確保される國であります。兆民悉く其の堵に安んずることを得る國であります。

如何なる者といへども、自己の生存・生活の確保をこひねがはない者が有るでありませうか。如何なる人間といへども、平和を仰ぎ望まない者が有るでありませうか。如何なる國民といへども、幸福を慕ひ望まない者が有るでありませうか。「安國」こそは、我等人間の本性に基因し、宇宙の眞理に契合する、最善最美、至上至高のものであつて、これを趣旨・精神・目的とする國家統治こそは、理想の統治であり、理想の政治であると謂ふ可きでありませう。而して、この趣旨・精神・目的を以て行はれる政治は、實に「仁慈愛育の政治」となつて具現するものであります。

續日本紀に載せてある

元明天皇の御即位の　詔の中に、

遠皇祖の御世を始めて、天皇が御世御世、天つ日嗣と高御座に坐して、此の食

國天下を撫で賜ひ慈み賜ふ事は、辭立にあらず、人の祖のおのが弱兒を養ひ治す事の如く、治め賜ひ、慈み賜ひ來る業となも、隨神所念行す、云々、

と仰せられてあるのは、我が歷代天皇の天下の蒼生を愛撫慈育したらまふたふとく有り難き大御心を、宣明したまうたものと申すべきであります。この詔の中に仰せられてある「己が弱兒」に對する「人の親」の情よ。これ程、本然の誠情から出た、純眞にして切實なものが、またと他に有るでありませうか。かくの如き、慈親の其の弱兒に對する至情を以て、我等國民を統べ知ろしめし治めたまはるのが、即ち我が肇國の御精神であり、我が歷代天皇の國家を統治したまふ大御心——大趣旨・大精神——であらせられるのであります。されば、彼の雄略天皇の詔には、

義は乃ち君臣にして、情は父子を兼ぬ。

と仰せられ、畏くも後醍醐天皇は、

世治まり　民安かれと　祈るこそ
わが身につきぬ　思なりけれ

と御詠み出で遊ばされ、また、櫻町天皇は「述懷」の御題にて、

思ふには　まかせぬ世にも　いかでかは
なべての民の　心やすめむ

と仰せられ、また明治天皇は

安からむ世をこそ祈れ　天つ神
國つやしろに　幣をたむけて

と御祈り賜はつたのであります。

かくの如くに、建國肇造の初めから、「安國」と平けく知ろしめすの大趣旨・大精神

を以て、我が國家國民に君臨統治あそばされた事は、我が日本の國を永遠に榮え行く世界無比の國たらしめる上に、根本的に重要關係の存することは、多言を要せずして明らかな事であります。

畏くも

今上天皇陛下が

兆民ヲシテ悉ク其ノ堵ニ安ンゼシム

と仰せられた　御詔や、或は

神武天皇の皇都經營の　御詔の中に、『八紘を掩ひて宇と爲む』と仰せられてある御趣旨・御精神も、畢竟は、この「安國」と平けく知ろしめす大趣旨・大精神に外ならぬものであります。また、畏くも昭和十六年十二月八日、米英に對して戰を宣したまひし

詔書に、

東亜ノ安定ヲ確保シ、以テ世界ノ平和ニ寄與スルハ、丕顯ナル皇祖考、丕承ナル皇考ノ、作述セル遠猷ニシテ、朕カ拳々措カサル所、

と仰せられてあるのも、皇祖先の遺し傳へ、承け傳へ給へる「安國」と平けく知ろしめすの『遠猷』を、畏くも發揮顯揚あそばされて、皇祖宗の御遺業を大いに『恢弘』したまふことを、昭かに中外に宣示し給うたものと拜察し奉るのであります。

次に、「修理り固め成す」といふ語は、古事記の首めに、「修理固成」と出てゐる言葉であります。我が建國肇造の大君主にてあらせられる

天照大御神の御祖神にておはします

伊弉諾尊・伊弉冉尊の二神に對して、二神の崇敬したまふ御祖の天神が、この國を『修理り固め成せ』と仰せられて、言依さし即ち御委托・御命令に相成りましたといふことが、古事記の首めに明記してあるのであります。これによつて、伊弉諾尊・伊弉冉尊の二神は、この國土の經營を御創めになりましたのであります。而して、日本全體を一つの國家として治める爲めには、『天下の主たる者』を生まなければならぬと仰せられて、

天照大御神を御產みに相成りましたといふ事が、明らかに記し傳へられて居るのであります。此の事は、日本書紀にも明記してあるのでありますが、この「修理固成」(つくり・かため・なせ)といふ言葉は、實に古事記の首めに記し載せてある言葉であります。

然らば「修理り固め成す」とは如何なることを云ふのでありますか。これは、今迄に既に出來て居るものを更に一層好く作り上げ、既に好きものを更に一層好からしめ、既に固き强きものを更に一層固からしめ强からしめて、一歩また一歩、一段また一段、時代の進運に伴なひ、時勢の推移に即應して、絕えず進み、斷えず高上をつづけて、作り上げて行くことであります。再言すれば、日々に新たにして又日々に新たになることであり、日々に高大にして又日々に高大を加へることが即ち是れである、と言ふ可きであります。すなはち、創造より更に大なる創造へと進むことであり、高遠なる理想に向つての無限の追進であり、永遠の追進であります。かやうな御趣旨・御精神を以て此の國家を治め給はれよといふことを、言依さし仰せられたといふ事が、我が

古典古事記に載せ傳へられてあるのであります。

而して、吾人が今これを思ひ見るとき、實に、その宏大卓拔にして、此の上も無きたふとき・有りがたきものなることを、切實に感銘せざるを得ないのであります。既にも一言したるが如く、此の如き思想精神は、種々幾多の歷史經驗を累ねたる結果に於て、生活の理念、政治の規範として、後に歸納考定せられたものでは決してなくして、既に千有餘年も前に編纂せられた我が古典の中に明記せられて居るものであり、而も其れが、悠遠の古へより、我等の祖先が言ひ繼ぎ語り傳へて來たものであることを確かに知るときに、何人といへども、此の絕大至高の御趣旨御精神の前に、額手拜跪、景仰隨順し奉らない者が有るでありませうか。

この事實こそ、亦た、我等日本國民の總べてが、畏くも、眞に、天皇に歸一し奉る重要な一原因を爲すものであるといふことは、多辯を俟たずして明らかであると信ずるものであります。

第六章　皇運扶翼の臣民道と職域奉公

　次ぎの第四は、萬世一系の
天皇を奉戴する我等日本國民は、神聖なる
天皇を　現御神と仰ぎ奉りて、
天皇信奉の信念を以て、眞に
天皇に隨順し奉り、眞に
天皇に歸一し奉つて居るといふ事實であります。この事實は、皇運を扶翼し奉る臣民道の躬行實踐となつて顯現するものであつて、すなはち奉仕翼賛の事實であります。「天運扶翼」・「奉仕翼賛」といふ言葉は、近來多く用ひられるやうになつた言葉ではあるけれども、この思想・この信念、また其の實踐實行の事實は、悠遠の古い時代よ

り儼存したことは素より言ふ迄もありませぬ。而して、それが、我が國の歴史上の事實として記し傳へられて、我が建國以來の輝かしい歴史を彩つて居るのであります。而も、この奉仕翼賛の事實は、他のいづれの國のものとも異なり、他のいづれの民族のものとも異なつて居ります。これが、我が國をしてかくの如き萬邦無比の卓絶せる國たらしめる上に、重要なる一原因を成して居るものと信ずるのであります。

　この奉仕翼賛の事實は、既に前篇に於ても一言したる如くに、
天皇の「みこと」すなはち安國と平けく知ろしめす大御心を奉戴してこれに隨順歸一し奉るところの「まつろひ」の精神の發現實行の事實でありますが、これには、普通平常時の場合の奉仕翼賛と、非常特別時の場合の奉仕翼賛との、兩面が有ることは勿論であります。

　非常特別時の場合とは、即ち現下の如き非常時局の場合を云ふものであるが、我等國民の奉仕翼賛は、決してかくの如き非常時局に於てのみ特に緊切必要なものではありませぬ。我等の常平生(つねへいぜい)の生活に於ても、最も大切であることを我等は常に忘れては

ならぬのであります。而して、其のいづれの場合に於ても、要は、我等國民各自が、各々「まつろひ」の精神を以て各自の本分を盡して、時と場合と位とに應じて其の赤誠をささげ奉ることに外ならぬのであります。

天皇の「御民」たる我等國民の總べてには、言ふ迄もなく男女、老弱、賢愚、貴賤、上下、尊卑の差等區別が有ります。また其の業務、分擔、義務、職責等にも、千差萬別、千萬無量の相異が有ることは、言ふ迄もありませぬ。併しながら、いかなる者といへども、必ず皆その爲す可き業務、分擔の無い者はなく、その盡す可き義務、職責を有たない者は無い筈であります。再言すれば、我等日本國民には、必ず皆、各自の本分が有り、各箇の職域が有るのであります。その職域に依り、その本分に從つて、各自の盡す可きを盡し、各箇の務む可きを務めるのが、すなはち謂はゆる「職分奉公」であり、奉仕翼賛であり、皇運を扶翼し奉る所以のものであり、また國運を益々振張せしめる所以のものであります。是れがすなはち、我等の普通平常時の場合に於ける奉仕翼賛の躬行實踐であります。

畏くも
明治天皇は

　世の中は　高きいやしき　程々に
　　身を盡すこそ　つとめなりけれ

と仰せられ、また、

　程々に　心を盡す　くに民の
　　力ぞ　やがて　我が力なる

と仰せられてあります。加之、更にまた、

　千萬の　民の力を　あはせなば
　　いかなるわざも　成らむとぞ思ふ

と仰せ出されてあるのを拜し奉るとき、臣民我等、いかなる者といへども、粉骨碎身、一以て上
陛下の大御心に副ひ奉らむことを期せぬ者が有るでありませうか。

ふと見れば、眇眇たる一箇の存在に過ぎざるが如くに見える我等ではありますけれども、我等は畏くも
天皇の「御民」であります。畏くも
陛下の「大御寳」として知ろしめし賜はる一人であります。畏くも
大元帥陛下の「股肱」たる一人であります。我等國民は、誰一人として、重要貴重なる業務、分擔、義務、職責を享有し、負擔して居らない者はないのであります。この光榮あり重大なる享受負擔を有する我等國民各自は、常によく此の點を自から反省自覺して、深く自重し自愛するところがなければならぬのであります。故に、彼の伴信友は、

事し有らば　君が御楯となりぬべき
　身を　いたづらに　朽し果てめや

と詠んで、深く此の點を自戒自肅したのであります。また、彼の佐久良東雄は、

天皇に　仕へまつれと　我れを生みし
　我がたらちねぞ　たふとかりける

と詠んで、その感激と決意とを披瀝して居るのであります。而して、この精神がすなはち、謂はゆる「日本ごころ」であり、「日本精神」であり、我が傳統的の「國民精神」であります。

而して、かくの如き自覺と反省とのもとに、我等國民各自が、自戒し、自肅し、感激と決意とを以て自奮精進するところに、奉仕翼賛の躬行實踐が有るのであつて、眞の「職域奉公」がここに實現實行せられて、その尊き光輝を發揚することとなるのであります。即ち、かくの如くにして我等臣民各自が、その心を盡し身を盡して、ささげ、仕へまつるところの職域奉公の「力」が、畏くも
明治天皇が『やがて我が力なる』と仰せ賜はりたる
天皇の大御力ともなり、また大御光ともなつて、照り輝やくのでありまして、これを想ふとき、臣民我等、何人といへども、眞に恐懼感激に堪へざるものが有るのであります。

故に、我等日本國民の有する此の思想信念、また此の日本(やまと)ごころは、決して一片の觀念たるに止まるものではありませぬ。また決して思想・理論だけのものではないのであります。決して口先きばかりのものである可きではなくして、實に眞劍に實行せらる可きものであり、また力強く實現せられねばならぬものであります。隨つて、その實現實行せられたる「職域奉公」の事迹は、我が國史の精華として、燦々たる光輝を史上に放つて居ることは、ここに多辯を用ひるまでもありませぬ。

第七章　非常時に於ける義勇奉公

前に述べたところは、主として平常時に於ける奉仕翼賛についてであるが、若し夫れ一旦緩急有つて、國家非常の時局となつたならば、我等の烈々たる奉仕翼賛の日本(やまと)ごころは、非常時局に對處對應する形態に於て、必ず發揮實現せられるのであります。義勇公に奉じたる事迹が、我が國史の精華として、史上にその光輝を放つて居ることは枚擧に遑ない程であります。

彼の、畏くも金枝玉葉の御身を以て、つぶさに間關流離の辛酸を嘗めつくし給へる宗良親王は、

君のため　世のため　何か惜しからむ
捨てて　かひある　命なりせば

と詠じて、海飄山霧の間に、自から勤王の將士を指揮あそばされ、また、幕末勤王の先驅者の一人たる梅田定明は、

君が代を　思ふ心の　一すぢに
我が身ありとも　思はざりけり

と歌つて、挺身王事にその身を碎いたのも、其の一例であります。而してこの烈々たる奉公翼賛の精神すなはち日本ごころの發揮を、畏くも
明治天皇は、

敷島の　やまと心の　雄々しさは
事有るときぞ　あらはれにける

と仰せられ、また

事し有らば　火にも水にも　入りなむと
思ふが　やがて　やまとだましひ

と御詠み出であそばされてあります。この水火をも物の數ともせぬ勇猛心は、すなはち彼の萬葉集に於ける、安倍郎女の、

吾が背子は　物な念ほし　事し有らば
火にも　水にも　吾なけなくに

の歌にも現はれ、また彼の幾山河を越えて、遠く筑紫の邊防に赴いた防人の、今奉部與曾布の

今日よりは　かへりみなくて　大君の
醜の御楯と　出で立つ　我れは

の歌にも、その心構へが能く現はれて居るのであります。

併しながら、烈々火よりも熾んなる此の精神の發するところは、『義は泰山よりも重く、死は鴻毛よりも輕し』として、唯にその一身一家をささげて君國に殉ずるのみには、決して止まらないのであります。七たび人間に生れ來て、大君の奉爲に、其の盡す可きを盡し、其の果たす可きを果たしたいと誓つた、彼の楠公兄弟の最期の一言こそは、我等神國日本國民が、祖先以來、受け繼ぎ有ち傳へて居るところの、傳統的國

民精神たる、義勇奉公、奉仕翼賛の日本ごころの神髄を表明したものと謂はなければならぬのであります。而して、この七生報國の楠公精神は、爾後幾多の尊皇愛國の志士仁人に依つて强調發揮せられ、また現下の大非常時局、大東亞戰爭の各場面に於て、發揮、昂揚、實現、實行せられて居ることは、我等の感銘深き記憶に新たなところであり、感謝感激に堪へざるところであります。

而してまた、非常時局に於ける此の精神の發揮實現は、海行かば水漬く屍、山行かば草むす屍、空行かば、また大空の華と我が身をささげるのみには、決して限らないのであります。非常時の場合と同じく平常時にも亦た、奉仕翼賛の緊切重要が有ると同樣に、非常時に於ては、前線の戰場の如くに、銃後の各職域に於ても亦た、義勇奉公、奉仕翼賛の日本ごころの發揮實現が有り、また其の發揮實現が最も緊切重要であることを、ゆめゆめ忘れてはならないのであります。ここに、職域奉公、殊に產業報國・生產報國の極めて重大なる意義が存在するのであります。

日に日に熾烈凄壯を加へる前線の戰場に於て、壯烈鬼神を哭せしむる勇戰悍鬪をつ

づけてゐる我が皇軍の將兵に對して、一函の彈丸をも、一梱の糧食をも、一機の航空機をも、一艘の艦艇をも、より多く送り屆けようと、努力また努力を累ねて、晝夜を分たず汗血をしぼる一方にまた、一塊の石炭、一握の米麥をも、增產增收して、以て我が戰力を增强し、必ず凶敵を擊滅して、全捷完遂の目的を貫徹せむと期する、我等銃後國民の丹血熱汗の勤勞こそは、亦た正に、義勇奉公、奉仕翼賛の日本ごころの發揮實現に依つて行はれるものであり、我等日本國民の眞の日本ごころを基礎とするものであらねばならぬことを、我等は常に銘記しなければならぬのであります。ここに、我等の職分奉公、殊に產業報國・生產報國の極めて重大なる意義の存在することを銘記して、彌々益々勇往邁進しなければならぬのであります。

第八章　神と君と民との歸一

萬邦無比の我が國體の存する所以の主なる理由原因の第五として、我が神國日本に於ては、畏くも
天皇は我が國の神祇を崇敬し祭祀したまひ、我等國民も亦た同じく我が國の神祇を崇敬し祭祀して居り、而して此等の我が國の神祇は、　皇室をも奉護し、また我等國民總べてをも護り幸はひ給ひて、神と君と民との三者の關係が、結局歸一合體して居り、且つまた、この敬神重祀の思想信念は、肇國以來一貫不變の國民的信念として存在することを擧げねばならぬのであります。

『大日本は神國なり』とは、北畠親房の名著神皇正統記の卷頭起筆の名句として人口に膾炙して居るものでありますが、この意味の語句は、既にこれより先きから、國體

自覺の聲として屢々用ひられたものであります。而してこの語句の意味するところは、我が日本は、神の生み造りたまへる國であり、神の肇め建てたまへる國であり、神の御裔(みすゑ)にてまします代々の
天皇が　現御神として統べ知ろしめす國であり、神々の子孫後裔たる國民が　現御神として君臨したまふ
天皇に歸一隨順したてまつりて億兆一心一體となつてゐる國であり、而して
天皇も國民も齊しく神を崇敬祭祀し、神々も亦た我が　皇室と我等國民の上を護り幸はひたまふ國である、といふことであると信ずるのであります。

抑々神祇を崇敬し祭祀を尊重するといふことは、悠遠の神代より既に已に儼存するところの、我等日本民族の固有且つ特有のものであつて、而して我が國民文化の進步高上に伴なひ、我が國運の進步發展と共に、進步發展高上して來たものであります。それ故に、神祇崇敬・祭祀尊重の事實は、我が　皇室・國家・國民と密接不可離の關係を有して、國民の道德規範の礎石を形成し、國家政治の根本的要素となり、國民一般

の實生活と深甚緊密の關係を有して居ることは、ここにこれを解說するを俟つまでもなく、既に明らかな事實でありまして、大よそ我が國の風俗、慣習、禮儀、制度等々、何一つとして我が神祇の崇敬祭祀と關係を有しないものは無いのであります。

我が
天皇の畏敬・崇拜・祭祀したまふ神々、また我等國民總べての畏敬・崇拜・祭祀したてまつる神々は、申すもかしこき事ながら、
天照大御神また其の御祖神（みおやがみ）にまします
伊奘諾神・伊奘冉神を始め奉り、近くは別格官幣社靖國神社に齋き祀らせたまふ神々に至るまで、極めて多數の神々でありますが、これ皆悉く我が神國日本の神々であらせられて、畏くも我が
天皇の大祖、皇祖皇宗の神々、また我等臣民の祖先、並に我等の祖先以來畏敬崇拜信奉し來つた神々、また我等と近き血緣のつながりが有つて
天皇の奉爲（おほみため）、國家の御爲（みため）に身を盡し命をささげた神々であります。くり返して申しますが、これ等の神祇は、悉く皆我が神國日本の神々であらせられて、他國他民族の崇拜祭祀するものを迎へ入れたものではないのであります。而して、此等の神々は、總べて皆我が　皇室を護りたまひ、我が國家を護りたまひ、また我等國民總べての上をも護り幸はひたまはるのであるとは、我等日本國民の太古以來の傳統的信念であるのであります。

而して、畏くも我が
天皇は、此等の神々に對して、崇敬祭祀を行はせられることに依つて、皇祖先竝に一般神祇に對する畏敬崇仰の誠を效したまひて、その靈威を景仰し、その宏德に感謝し、その昭々たる佑護に報賽して、以て報本反始の至誠をささげたまふと同時に、また、皇祖先竝に神祇の恩賴に倚りて、皇運（みたまのふゆ）は益々隆昌に、國家は益々繁榮し、國民は益々平和に幸福に且繁榮せむことを、畏くも御祈念御祈請あらせられるのであります。

畏くも
後醍醐天皇が、政局多難、宸居甚だ安からずましました間に於かせられて、

世治まり　民安かれと　祈るこそ
　　我が身につきぬ　思ひなりけれ

と詠み出でさせ給ひ、また畏くも
明治天皇が、

國民の　うへ安かれと　思ふにも
　　祈るは　神のまもりなりけり

とこしへに　民安かれと　祈るなる
　　我が世をまもれ　伊勢の大神

と祈念を籠めさせ賜はつたのも、皆前述の如き叡旨宸慮に外ならぬものであります。

而して、我等國民總べてが、此等の神々を畏敬崇拜し、その祭祀を重んじ奉仕するのも、神祇の赫々たる威徳を景仰し、その宏恩に感謝し、その廣き厚き神佑神助に報い奉らむが爲めに至誠をささげ奉ると同時に、また、神祇の恩賴(みたまのふゆ)に倚りて、皇運隆昌、萬世一系の寶祚は天壤と與に彌々窮り無く榮えさせたまひ、天津日嗣の大御業は

彌恢(ひろ)めに恢め弘べられ、且つまた、我等國民各自も、幸に各々その生を安んじ、愈々平和に幸福に、且つ彌榮えに榮えて、以て
天皇の「御民」としてその本分を完うすることが出來るやうにと、祈念するものでありますが、殊に、皇運隆昌、寶祚無疆、天業恢弘を祈念し奉るのが、國民祭祀の趣旨主眼の存するところであると信ずるのであります。

而してまた、既にも一言した如くに、我が
天皇の崇敬祭祀あらせられる皇祖先竝に神祇は、すなはち我等國民總べての崇敬奉祀する神祇であらせられて、此等の神祇は、いづれも皆、皇室・國家・國民の平和・幸福・繁榮を以て神慮となしたまふものと信じ奉るが故に、我が神國日本に於ては、「神」と「君」と「民」との三者の關係は、結局歸一して居るものと謂ふ可きであります。繰り返して言へば、
天皇の崇敬祭祀したまふ神々と、我等國民の崇敬奉祀する神々とは、同一なる我が國の神々にてあらせられるのみならず、その畏敬崇祭の趣旨精神も、前述の如くに一致

して居り、且つ我等國民は、　現津御神にましまします天皇に仕へ奉ると同時に、此等の神々をも崇め仕へ奉るのであり、また此等の神々も亦た、常に我が　皇室・國家・國民の上を護り幸はひたまふのであるから、「神」・「君」・「民」の三者は、歸一して、不可離・不可分の關係に在る訣であります。是れすなはち、我が神國日本の立國の本質であつて、我が國體が斯くの如くある所以が、亦たこの點に存するは勿論、世界に無比卓絶する我が國體の神髓も、要するに此の點を會得闡明することに依つて、はじめてこれを解し得ると謂ふも、敢へて不可なきものであります。

　さればまた、神祇を崇敬し祭祀を尊重することは、即ち尊皇・忠君に一致します。また、國を愛し、國を護ることとも一致します。しかのみならず、敬神・尊皇は、我等國民各自の父母祖先の信念であり、精神であり、其の遺し傳へたものでありますから、敬神・尊皇は、やがてまた、我等國民各自の父母祖先に對する孝親――孝道――とも一致する訣であります。

　かくの如く、神祇を崇敬し祭祀を尊重する思想信念が、我が國家の存立、存續、發展の上に根本的に重大切要な關係を有するものであります。而して、この思想信念は、國家非常の際に於ては、更にまた特別に發揮昂揚されることとなるのであります。

　霰降り　鹿嶋の神を祈りつつ
　　すめら御軍に　吾は來にしを

　天地の　神を祈りて　幸矢(さつや)貫き
　　筑紫の嶋を　さして行く　吾は

と詠んで西邊の防備に赴いた昔の東國の防人ばかりでは決してない。今日、赤襷をかけて御召に應ずる勇士が、氏神さまに祈願をこめて、その戴いた御神符を肌身につけ、大君の御楯としての覺悟を確かりと固めて出かけて往く其の姿を看よ。その兒、その父母、その兄弟姉妹や妻が、皇軍の必勝と皇國の彌榮えとを、赤誠をこめて社頭に熱祈する其の姿を看よ。

　看よ、陸に、海に、はた空に、求敵必滅の激戰敢鬪をつづける我が皇軍將士の征く

ところ、必ずまた其の陣中に神を祭り、神に祈り、また、我が愛機を祭り、我が火砲を祭り、我が魚雷・爆彈に御神符を貼付して、以て世界無比の神武を發揮顯揚して居るではありませんか。而して、ひとり前線の將兵のみではありませぬ。銃後の各職場に在る者に於ても亦た、曉天その職場に就くに先だつて神前に祈願熱禱をささげ、或はその機械を祭り、或はその器什を祭つてまでも、神佑神助のもとに生產能率の昂揚增進を祈請して居るではありませんか。我が日本は神國であります。我等國民は神國日本人であります。この信念この精神の顯現發露するところ、必ず見敵必滅・目的完遂の成果となつて現はれることは、感銘深き數々の事實の、我等に明示するところであります。

出版會承認ぅ七〇二八一號
昭和十九年八月十五日初版印刷
昭和十九年八月二十日初版發行　（三〇〇〇部）

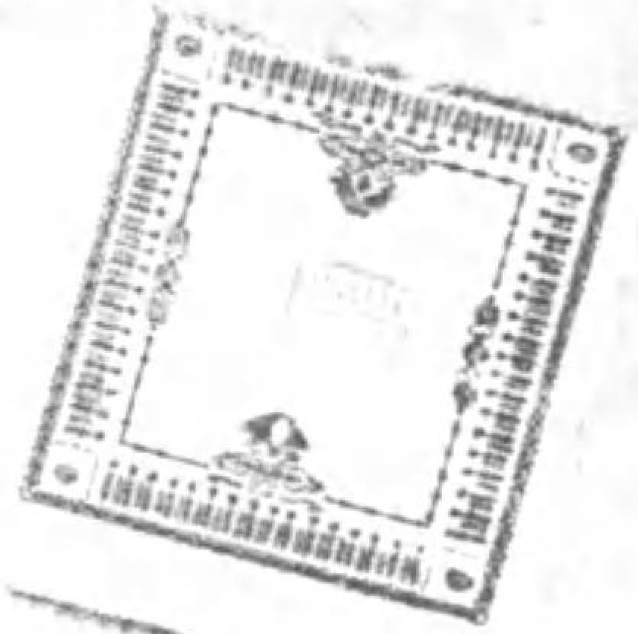

著者略歷

國學院大學出身、文學博士。國學院大學教授。大東文化學院教授。「國體講話」「日本古典研究」「現代語譯古事記」「古事記現代考」「新訂古訓古事記」等の著あり。

上代の勤勞思想と生產・生活

定價㊕二圓四〇錢　特別行爲稅相當額　一〇錢
合計二圓五〇錢

著作者　植木直一郎（うゑきなほいちらう）

發行者　山形始
東京都京橋區銀座七ノ四

印刷者　櫻井忠三郎
東京都芝區新橋三ノ二〇

發行所　文松堂出版株式會社
東京都京橋區銀座七ノ四
電話銀座(57)八三二七四番・五三五一番
出版會會員番號　126544番

配給元　日本出版配給株式會社
東京都神田區淡路町二ノ九

東ケ崎製本　八紘印刷株式會社印刷　（東東432）

新刊

木下廣居著　皇國固有法の精神と遵法　價一・五〇

萩原進著　橋本香坡傳　價一・九二

山口平八著　桃井可堂　價二・一八

荒木精之著　菊池武光傳　宮部鼎藏傳　價一・五八

伊藤源作著　井伊道政と狩野介貞長　價二・一八

若山龜吉著　戰ふ日本の協同生活　價二・五八

矢尾板正雄著　國民貯蓄の栞　價〇・七〇

991
87

終

文松堂
出版株式會社

賣價(稅込)2.50